



発行 新潟県

第 42 号

令和7年5月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

32 新潟県財務規則の一部を改正する規則（財政課）

告 示

596 軽油引取税免税証の亡失届（税務課）

597 救急病院等の指定（地域医療政策課）

598 救急病院等の指定（地域医療政策課）

599 救急病院等の指定（地域医療政策課）

600 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）

601 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

602 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

603 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

604 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）

605 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）

606 種苗生産事業者の登録の失効（治山課）

607 道路の区域変更（道路管理課）

608 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

一般競争入札の実施（ICT推進課）

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見（地域産業振興課）

病院局管理規程

10 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）

病院局公告

特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

企業局管理規程

5 新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

雑 報

プロポーザルの実施（大学・私学振興課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第32号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（契約書の省略） 第37条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。 （1）～（7） （略） （8）前各号に定めるもののほか、<u>200万円</u>を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。 2・3 （略） （随意契約のできる額） 第72条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、随意契約のできる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）工事又は製造の請負 <u>400万円</u> （2）財産の買入れ <u>300万円</u> （3）物件の借入れ <u>150万円</u> （4）財産の売払い <u>100万円</u> （5）物件の貸付け <u>50万円</u> （6）前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u> （見積書） 第73条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。 （1）（略） （2）生産物以外の物品を売り払う場合で、予定価格が<u>10万円</u>を超えないとき。 （3）支出の原因となるべき契約で予定価格が<u>200万円</u>を超えないとき。 （4）（略） （契約書の作成の省略） 第80条 第36条第1項及び第37条第2項の規定にかかわらず、建設工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事を除く。）の請負金額が<u>200万円</u>を超えないときは、契約者に工事請負請書を提出させることにより建設工事の請負契約書の作成を省略することができる。	（契約書の省略） 第37条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。 （1）～（7） （略） （8）前各号に定めるもののほか、<u>100万円</u>を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。 2・3 （略） （随意契約のできる額） 第72条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、随意契約のできる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）工事又は製造の請負 <u>250万円</u> （2）財産の買入れ <u>160万円</u> （3）物件の借入れ <u>80万円</u> （4）財産の売払い <u>50万円</u> （5）物件の貸付け <u>30万円</u> （6）前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u> （見積書） 第73条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。 （1）（略） （2）生産物以外の物品を売り払う場合で、予定価格が<u>5万円</u>を超えないとき。 （3）支出の原因となるべき契約で予定価格が<u>100万円</u>を超えないとき。 （4）（略） （契約書の作成の省略） 第80条 第36条第1項及び第37条第2項の規定にかかわらず、建設工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事を除く。）の請負金額が<u>100万円</u>を超えないときは、契約者に工事請負請書を提出させることにより建設工事の請負契約書の作成を省略することができる。

(本庁における物品購入契約等の取扱い)

第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。

(1)～(10) (略)

(11) 施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設において製作された物品（1件の予定価格が300万円を超えない物品に限る。）

(12) 1件の予定価格が200万円を超えない物品

(13) (略)

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
9 需用費	(略)	<u>200</u> <u>万円</u> 超		<u>200万</u> <u>円以下</u>	<u>200</u> <u>万円</u> 以下
(略)	(略)	(略)			
10 役務費	(略)	<u>200</u> <u>万円</u> 超			<u>200</u> <u>万円</u> 以下
11 委託料	(略)	<u>200</u> <u>万円</u> 超 1,000 万円 未満	(略)	<u>200万</u> <u>円以下</u>	<u>200</u> <u>万円</u> 以下
工事請 負費に 準ずる 委託料	(略)	<u>400</u> <u>万円</u> 超3 億円 未満	(略)	<u>400万</u> <u>円以下</u>	<u>400</u> <u>万円</u> 以下
建設工 事に関 する委 託料	(略)	<u>200</u> <u>万円</u> 超 2,000 万円 未満	(略)	<u>200万</u> <u>円以下</u> (維持 管理事 業に係 るもの にあつ ては	<u>200</u> <u>万円</u> 以下

(本庁における物品購入契約等の取扱い)

第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。

(1)～(10) (略)

(11) 施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設において製作された物品（1件の予定価格が160万円を超えない物品に限る。）

(12) 1件の予定価格が100万円を超えない物品

(13) (略)

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
9 需用費	(略)	<u>100</u> <u>万円</u> 超		<u>100万</u> <u>円以下</u>	<u>100</u> <u>万円</u> 以下
(略)	(略)	(略)			
10 役務費	(略)	<u>100</u> <u>万円</u> 超			<u>100</u> <u>万円</u> 以下
11 委託料	(略)	<u>100</u> <u>万円</u> 超 1,000 万円 未満	(略)	<u>100万</u> <u>円以下</u>	<u>100</u> <u>万円</u> 以下
工事請 負費に 準ずる 委託料	(略)	<u>250</u> <u>万円</u> 超3 億円 未満	(略)	<u>250万</u> <u>円以下</u>	<u>250</u> <u>万円</u> 以下
建設工 事に関 する委 託料	(略)	<u>100</u> <u>万円</u> 超 2,000 万円 未満	(略)	<u>100万</u> <u>円以下</u> (維持 管理事 業に係 るもの にあつ ては	<u>100</u> <u>万円</u> 以下

				400万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1,000万円未満とする。)				400万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1,000万円未満とする。)					
	違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	<u>200万円</u> 超	(略)	<u>200万円</u> 以下	<u>200万円</u> 以下		違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	<u>100万円</u> 超	(略)	<u>100万円</u> 以下	<u>100万円</u> 以下
12	使用料及び賃借料	(略)	<u>150万円</u> 超			<u>150万円</u> 以下		12 使用料及び賃借料	(略)	<u>80万円</u> 超			<u>80万円</u> 以下
13	工事請負費	(略)	<u>400万円</u> 超3億円未満	(略)	<u>400万円</u> 以下(維持管理事業に係るものにあつては2,500万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものに	<u>400万円</u> 以下		13 工事請負費	(略)	<u>250万円</u> 超3億円未満	(略)	<u>250万円</u> 以下(維持管理事業に係るものにあつては2,500万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものに	<u>250万円</u> 以下

				あつては1億2,000万円未満とする。)	
14 原材料費	(略)	300万円超		300万円以下	300万円以下
15 備品購入費	(略)	300万円超	300万円以下	300万円以下	300万円以下
動物購入に係る備品購入費	(略)	300万円超	300万円以下	300万円以下	300万円以下
16 負担金、補助及び交付金	(略)	200万円超	(略)	200万円以下	200万円以下
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金	(略)	200万円超	(略)	200万円以下	200万円以下
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委任	専決
			次長
(略)			
9 需用費		(略)	200万円以下
(略)		(略)	
10 役務費		(略)	200万円以下
11 委託料		(略)	200万円以下
工事請負費に準ずる委託料		(略)	400万円以下
建設工事に関する委託料		(略)	200万円以下
違法駐車車両		(略)	200万円以下

				あつては1億2,000万円未満とする。)	
14 原材料費	(略)	160万円超		160万円以下	160万円以下
15 備品購入費	(略)	160万円超	200万円未満	160万円以下	160万円以下
動物購入に係る備品購入費	(略)	160万円超	200万円未満	160万円以下	160万円以下
16 負担金、補助及び交付金	(略)	100万円超	(略)	100万円以下	100万円以下
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金	(略)	100万円超	(略)	100万円以下	100万円以下
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委任	専決
			次長
(略)			
9 需用費		(略)	100万円以下
(略)		(略)	
10 役務費		(略)	100万円以下
11 委託料		(略)	100万円以下
工事請負費に準ずる委託料		(略)	250万円以下
建設工事に関する委託料		(略)	100万円以下
違法駐車車両		(略)	100万円以下

移動等委託料 並びに庁舎の 保守管理、除 雪、職業訓練 及び健康診断 に係る委託料		下	移動等委託料 並びに庁舎の 保守管理、除 雪、職業訓練 及び健康診断 に係る委託料		下
12 使用料及び賃借 料	(略)	<u>150万円</u> 以下	12 使用料及び賃借 料	(略)	<u>80万円</u> 以下
13 工事請負費	(略)	<u>400万円</u> 以下	13 工事請負費	(略)	<u>250万円</u> 以下
14 原材料費	(略)	<u>300万円</u> 以下	14 原材料費	(略)	<u>160万円</u> 以下
15 備品購入費	(略)	<u>300万円</u> 以下	15 備品購入費	(略)	<u>160万円</u> 以下
動物購入に係 る備品購入費	(略)	<u>300万円</u> 以下	動物購入に係 る備品購入費	(略)	<u>160万円</u> 以下
16 負担金、補助及 び交付金	(略)	<u>200万円</u> 以下	16 負担金、補助及 び交付金	(略)	<u>100万円</u> 以下
電気、ガス、 水道及び電話 に係る工事負 担金	(略)	<u>200万円</u> 以下	電気、ガス、 水道及び電話 に係る工事負 担金	(略)	<u>100万円</u> 以下
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

別表第 4 (第 4 条関係)

専決区分 費目	部局長	課 長	課長補 佐
(略)			
11 需用費		<u>200万</u> <u>円超</u>	<u>200万</u> <u>円以下</u>
(略)		(略)	
12 役務費		<u>200万</u> <u>円超</u>	<u>200万</u> <u>円以下</u>
13 委託料	(略)	<u>200万</u> <u>円 超</u> 1,000 万円未 満	<u>200万</u> <u>円以下</u>
工事請負費に 準ずる委託料	(略)	<u>400万</u> <u>円超</u> 3 億円未 満	<u>400万</u> <u>円以下</u>
建設工事に関 する委託料	(略)	<u>200万</u> <u>円 超</u> 2,000 万円未 満	<u>200万</u> <u>円以下</u>
違法駐車車両		<u>200万</u>	<u>200万</u>

別表第 4 (第 4 条関係)

専決区分 費目	部局長	課 長	課長補 佐
(略)			
11 需用費		<u>100万</u> <u>円超</u>	<u>100万</u> <u>円以下</u>
(略)		(略)	
12 役務費		<u>100万</u> <u>円超</u>	<u>100万</u> <u>円以下</u>
13 委託料	(略)	<u>100万</u> <u>円 超</u> 1,000 万円未 満	<u>100万</u> <u>円以下</u>
工事請負費に 準ずる委託料	(略)	<u>250万</u> <u>円超</u> 3 億円未 満	<u>250万</u> <u>円以下</u>
建設工事に関 する委託料	(略)	<u>100万</u> <u>円 超</u> 2,000 万円未 満	<u>100万</u> <u>円以下</u>
違法駐車車両		<u>100万</u>	<u>100万</u>

	移動等委託料、単価契約に基づく委託料並びに庁舎の保守管理（本庁舎及び2以上の庁舎に係るものを除く。）、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料		円超	円以下		移動等委託料、単価契約に基づく委託料並びに庁舎の保守管理（本庁舎及び2以上の庁舎に係るものを除く。）、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料		円超	円以下
14	使用料及び賃借料		150万円超	150万円以下	14	使用料及び賃借料		80万円超	80万円以下
15	工事請負費	(略)	400万円超3億円未満	400万円以下	15	工事請負費	(略)	250万円超3億円未満	250万円以下
16	原材料費		300万円超	300万円以下	16	原材料費		160万円超	160万円以下
(略)					(略)				
18	備品購入費	(略)	300万円超500万円未満	300万円以下	18	備品購入費	(略)	160万円超500万円未満	160万円以下
	動物購入に係る備品購入費		300万円超	300万円以下		動物購入に係る備品購入費		160万円超	160万円以下
19	負担金、補助及び交付金	(略)	200万円超1,000万円未満	200万円以下	19	負担金、補助及び交付金	(略)	100万円超1,000万円未満	100万円以下
	法令又は条例の規定により交付基準が定められている負担金、補助金（医療に関するものに限る。）及び交付金並びに電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金（略）		200万円超	200万円以下		法令又は条例の規定により交付基準が定められている負担金、補助金（医療に関するものに限る。）及び交付金並びに電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金（略）		100万円超	100万円以下
(略)					(略)				
21	貸付金	(略)	200万円超1,000	200万円以下	21	貸付金	(略)	100万円超1,000	100万円以下

法令又は条例 若しくは規則 の規定により 貸付基準が定 められている 貸付金	万円未 満 <u>200 万</u> 円超	<u>200 万</u> 円以下	法令又は条例 若しくは規則 の規定により 貸付基準が定 められている 貸付金	万円未 満 <u>100 万</u> 円超	<u>100 万</u> 円以下
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
別表第 8 (第115条関係)			別表第 8 (第115条関係)		
(略)			(略)		
備考			備考		
1 次に掲げる契約その他の行為は、請求のあつたときにおいて、かつ、請求のあつた額の範囲内において、支出負担行為として整理することができる。			1 次に掲げる契約その他の行為は、請求のあつたときにおいて、かつ、請求のあつた額の範囲内において、支出負担行為として整理することができる。		
ア (略)			ア (略)		
イ 1 支出負担行為の金額が <u>200万円</u> (食糧費については <u>50万円</u>)を超えず、かつ、契約後 2 月以内に総額で支出命令を発する見込みの契約(契約書の作成を省略するものに限る。)で次に掲げる費目に係るもの			イ 1 支出負担行為の金額が <u>100万円</u> (食糧費については <u>30万円</u>)を超えず、かつ、契約後 2 月以内に総額で支出命令を発する見込みの契約(契約書の作成を省略するものに限る。)で次に掲げる費目に係るもの		
(1)～(9) (略)			(1)～(9) (略)		
ウ・エ (略)			ウ・エ (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
別記 (第78条関係)			別記 (第78条関係)		
建設工事請負基準約款 (工程表及び請負代金内訳書)			建設工事請負基準約款 (工程表及び請負代金内訳書)		
第 3 条 受注者は、請負金額が <u>200万円</u> を超える工事については、契約締結の日(当該工事が施工の時期を選択することができる工事であつて施工の時期について発注者の承認を受けたものである場合にあつては、当該承認を受けた工事の施工の時期の開始の日。第 3 項において同じ。)から起算して 7 日以内に設計図書に基づき、工事に関する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。			第 3 条 受注者は、請負金額が <u>100万円</u> を超える工事については、契約締結の日(当該工事が施工の時期を選択することができる工事であつて施工の時期について発注者の承認を受けたものである場合にあつては、当該承認を受けた工事の施工の時期の開始の日。第 3 項において同じ。)から起算して 7 日以内に設計図書に基づき、工事に関する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。		
2～5 (略)			2～5 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前になされた支出負担行為に係る支出の命令並びにこれに併せて行う歳入の徴収及び歳入歳出外現金等の受払通知をする権限については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の新潟県財務規則第37条第 1 項第 8 号及び第80条の規定は、この規則の施行の日以後に指名競争入札に係る入札事項の通知その他の県による契約の申込みの誘引が行われる契約に係る契約書の作成の省略について適用し、同日前に指名競争入札に係る入札事項の通知その他の県による契約の申込みの誘引が行われた契約に係る契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第596号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
100リットル	04886994	1	新潟市北区太夫浜1933-3 有限会社 金田燃料店 本店給油所

◎新潟県告示第597号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟臨港病院
- 2 所 在 地 新潟市東区桃山町1丁目114番地3
- 3 有効期間 令和7年6月18日から
令和10年6月17日まで

◎新潟県告示第598号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 山北徳新会病院
- 2 所 在 地 村上市勝木1340番地1
- 3 有効期間 令和7年7月3日から
令和10年7月2日まで

◎新潟県告示第599号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 村上総合病院
- 2 所 在 地 村上市緑町5丁目8番1号
- 3 有効期間 令和7年8月1日から
令和10年7月31日まで

◎新潟県告示第600号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護	ツクイ上越訪問看護ステーション	新潟県上越市西城町3丁目5-24上越大	株式会社ツクイ	令和7年5月1日

介護予防訪問看護		同生命ビル602号室		
訪問看護	ベストケア柏崎訪問看護 リハビリステーション	新潟県柏崎市半田 2 - 5 - 11パキラ半田 A・B	株式会社新日本ベ ストケア	令和 7 年 5 月 1 日
介護予防訪問看護				

◎新潟県告示第601号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市堀越字向野3024番 2	畑	409

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
研修用農地	令和 7 年 8 月	5 年	6,070 円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈 志
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地 2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第28号（令和 7 年 4 月 11 日発行）で告示したが、令和 7 年 4 月 25 日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第602号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南魚沼市君婦字北沢994番 2	田	380
南魚沼市君婦字北沢995番 1	田	323
南魚沼市君婦字北沢1009番 2	田	121
南魚沼市君婦字北沢1010番 1	田	429
南魚沼市君婦字北沢1011番 1	田	430
南魚沼市君婦字北沢1012番 1	田	418
南魚沼市君婦字北沢1050番 1	田	659
南魚沼市君婦字北沢1050番 2	田	493
南魚沼市君婦字北沢1051番 1	田	555
南魚沼市君婦字北沢1051番 2	田	521

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和 7 年 7 月	5 年	107,635円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈 志
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地 2
- 4 農地の所有者等の情報
新潟県報 定期第28号（令和7年4月11日発行）で告示したが、令和7年4月25日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。
- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。
- 7 その他
機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第603号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
胎内市富岡字山ノ下453-2	田	833
胎内市富岡字山ノ下454	田	1,999
胎内市富岡字山ノ下455-1	田	1,644
胎内市江尻字川端497-1	田	696
胎内市江尻字川端497-2	田	2,832

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者とは離婚している。また子は1名いるが、相続放棄している。これらのことから、このままでは、対象農地が耕作されずに遊休化する可能性が高い。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年11月	5年	308,975円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和7年6月13日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地 1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第604号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	111者	押切村下652番1ほか767筆 77.6ha
新発田市	148者	下寺内川向454番ほか791筆 124.6ha
聖籠町	35者	桃山中ノ山1177番1ほか155筆 21.5ha
新潟市	167者	北区新鼻福島潟乙261番111ほか1221筆 118.3ha
五泉市	21者	長橋山ノ入乙682番ほか122筆 10.6ha
阿賀町	48者	両郷向島2886番ほか136筆 11.1ha
燕市	121者	大船渡1401番1ほか513筆 68.3ha
加茂市	2者	鶴森三枚田4752番1ほか7筆 1.3ha
弥彦村	13者	鯨穴前田323番1ほか36筆 4.1ha
長岡市	32者	中条新田字古畑959番ほか153筆 15.1ha
見附市	1者	市野坪町1355番ほか1筆 2.7ha
魚沼市	35者	徳田1629番1ほか177筆 16.4ha
十日町市	10者	中条甲3122番ほか27筆 3.5ha
柏崎市	616者	半田三丁目城塚1410番2ほか3193筆 263.9ha
妙高市	33者	田切東裏1000番4ほか116筆 10.6ha
佐渡市	105者	加茂歌代南川内2808番1ほか314筆 45.2ha
合 計	1,498者	7,745筆 794.8ha

(2) 農地中間管理機構による賃借権の設定等

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	74者	押切村下652番1ほか767筆 77.6ha
新発田市	64者	下寺内川向454番ほか791筆 124.6ha
聖籠町	10者	桃山中ノ山1177番1ほか155筆 21.5ha
新潟市	126者	北区新鼻福島潟乙261番111ほか1221筆 118.3ha
五泉市	10者	長橋山ノ入乙682番ほか131筆 11.6ha
阿賀町	9者	両郷向島2886番ほか136筆 11.1ha
燕市	79者	中島上表1945番1ほか513筆 68.3ha
加茂市	2者	鶴森三枚田4752番1ほか7筆 1.3ha
弥彦村	9者	鯨穴前田323番1ほか36筆 4.1ha
長岡市	25者	中条新田字古畑959番ほか153筆 15.1ha
見附市	2者	市野坪町1355番ほか1筆 2.7ha
魚沼市	18者	徳田1629番1ほか203筆 18.0ha
十日町市	9者	中条甲3122番ほか27筆 3.5ha
柏崎市	163者	枇杷島水久保3564番1ほか3193筆 263.9ha
妙高市	2者	田切東裏889番2ほか116筆 10.6ha
佐渡市	74者	加茂歌代南川内2808番1ほか450筆 67.4ha
合 計	676者	7,916筆 819.5ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	20者	堀越市戸3872番ほか105筆 10.0ha
新発田市	24者	乗廻吹切219番ほか526筆 76.7ha
聖籠町	7者	丸潟1506番ほか165筆 15.4ha
新潟市	44者	北区内沼内沼905番ほか338筆 31.9ha
五泉市	2者	笹野町大田667番ほか10筆 1.0ha
燕市	3者	横田諏訪河原11449番ほか13筆 1.1ha
加茂市	4者	下条馬越甲2235番2ほか6筆 2.4ha
長岡市	12者	上富岡1丁目237番ほか60筆 8.5ha
見附市	2者	芝野町屋敷廻625番ほか82筆 6.7ha
小千谷市	2者	小栗田道東2623番ほか45筆 4.1ha
魚沼市	5者	池平稲場750番1ほか29筆 1.8ha
南魚沼市	3者	三郎丸下島1153番ほか7筆 1.4ha
柏崎市	46者	土合前田423番1ほか397筆 37.5ha
上越市	8者	頸城区日根津東割3047番ほか280筆 37.2ha
糸魚川市	5者	越前川原3903番1ほか23筆 2.7ha
佐渡市	10者	新穂潟上2623番ほか59筆 12.6ha
合 計	197者	2,161筆 250.9ha

(4) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入）

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
長岡市	4者	寺泊鰯口2437番ほか5筆 2.0ha
合 計	4者	6筆 2.0ha

(5) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡）

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
長岡市	4者	寺泊鰯口2437番ほか5筆 2.0ha
合 計	4者	6筆 2.0ha

2 認可年月日

令和7年5月30日

◎新潟県告示第605号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会		
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		
	氏 名	農産物の種類	証明書番号
新潟県	五十嵐 昭	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514006
	山崎 重一	もみ、玄米、大豆	K1514037
	佐藤 幸治	もみ、玄米、大麦、大豆	K1516015-1
	鈴木 貢	もみ、玄米、大豆、そば	K1516060
	細山 和仁	もみ、玄米	K1517106
	大橋 和則	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1524020
	武仲 美智子	もみ、玄米、大豆	K1527006
	遠藤 徳朗	もみ、玄米	K1527026
	中村 宏一	もみ、玄米、大豆、そば	K1528006
	渡邊 俊元	もみ、玄米、大豆	K1529023
	本間 智	もみ、玄米、大豆	K1529042
	佐藤 由弥	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1530021
	伊藤 広大	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K152023014
	蒲澤 和季	もみ、玄米、大豆、そば	K152023018
	阿部 朝日	もみ、玄米、大豆、そば	K152023028
	熊木 将利	もみ、玄米	K152024007
	長谷川 喬	もみ、玄米	K1527028
備 考	略称『新潟県検査協会』 令和7年5月30日農産物検査員16名の登録抹消、1名の氏名変更。検査員合計760名。		

◎新潟県告示第606号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。
令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

登録 番号	生 産 事 業 者		生産事業の内容				事 業 所	
	氏名又は名称	住所又は 所在地	種 穂		苗 木		名 称	所在地
			採取	精選	幼苗の 育 成	幼苗以 外の苗木 育成		
110	五十嵐 栄一	阿賀野市上江端 3048	○	○	○	○		阿賀野市上江端
121	長谷川 美業	阿賀野市野田 865			○	○		阿賀野市野田

◎新潟県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 堀之内小出線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延	長
---	---	------	-----------	---	---

魚沼市堀之内字宮島2711番8から 同市大石字上原267番1まで	新	(A) 6.6～28.0メートル	1,038.1メートル
		(B) 11.4～31.0メートル	1,079.8メートル
	旧	6.6～28.0メートル	1,038.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石吉水線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市四日町字杉山1825番1から 同市大石字上原333番1まで	新	(A) 7.3～22.4メートル	511.6メートル
魚沼市大石字上原1740番4から 同市大石字上原333番1まで		(B) 15.2～31.5メートル	170.6メートル
魚沼市四日町字杉山1825番1から 同市大石字上原333番1まで	旧	7.3～22.4メートル	511.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式（その2）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式（その2）の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 令和 7 年 5 月 30 日 (金) から令和 7 年 7 月 11 日 (金) まで、新潟県知事政策局 I C T 推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

- (2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 7 月 11 日 (金) 午後 1 時 30 分

- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県庁行政庁舎 16 階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
(3) 本件入札に係る入札説明書 (仕様書を含む) の交付を受けている者であること。
(4) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
(5) 3 (1) に定める入札執行前 1 年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書 (令和 7 年 5 月 30 日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。) を提出した者であること。
(7) 新潟県暴力団排除条例 (平成 23 年新潟県条例第 23 号) 第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和 7 年 6 月 27 日 (金) 午後 5 時まで

イ 提出方法

本人 (法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。) 又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内 (新潟県の休日を定める条例 (平成元年新潟県条例第 5 号) 第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く。) の各日の午前 9 時から午後 5 時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号 : 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県知事政策局 I C T 推進課行政デジタル化推進班

電話 : 025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

- (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和 7 年 7 月 4 日 (金) までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

- (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、

委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5 (1) ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1 (1)の調達案件の名称及び3 (1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3 (1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び貸借契約の内容に関しては、財務規則

その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者
名 称 （仮称）鳥屋野潟南部交流拡大エリア
所在地 新潟市中央区大字長潟字新田前410番 1 外178筆
設置者 大和ハウス工業株式会社 ほか 2 者

2 届出の概要及び公告日

概 要 条例第 8 条第 1 項の規定による新設の届出

公告日 令和 7 年 2 月 18 日

3 意見の概要

(1) 新潟市長の意見の概要

- ・大規模小売店舗立地法の指針値にこだわらず、可能な限り駐車台数を確保するよう検討いただきたい。
- ・市道嘉瀬蔵岡線 2 号の整備を含め、施設周辺の交通対策について関係者との協議に適切に応じ、周辺道路環境に影響を与えない計画とすること。

(2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

(3) 三条市長の意見の概要

意見なし

(4) 新発田市長の意見の概要

意見なし

(5) 加茂市長の意見の概要

意見なし

(6) 燕市長の意見の概要

意見なし

(7) 五泉市長の意見の概要

意見なし

(8) 阿賀野市長の意見の概要

意見なし

(9) 聖籠町長の意見の概要

意見なし

(10) 田上町長の意見の概要

意見なし

(11) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(12) 関係市町村の住民等の意見の概要

- ・中心市街地の空洞化や渋滞の悪化、自然環境への影響が懸念されるなど、鳥屋野潟南部交流拡大エリアの開発には問題がある。
- ・さらなる交通渋滞の悪化が懸念されることから、鳥屋野潟南部交流拡大エリアの開発には反対である。
- ・道路拡幅工事を行わない限り渋滞の発生は確実であり、大規模集客施設の出店には反対である。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

5 縦覧期間

令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月30日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（契約書の作成を省略できる場合） 第185条 次の各号の一に該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払(外国送金手数料を除く。)、前金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。 (1) ～(6) (略) (7) 前各号に定めるもののほか、<u>200</u>万円未満の指名競争契約又は随意契約をするとき。 2 (略) （随意契約のできる額） 第215条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>400</u>万円 (2) 財産の買入れ <u>300</u>万円 (3) 物件の借入れ <u>150</u>万円 (4) 財産の売払い <u>100</u>万円 (5) 物件の貸付け <u>50</u>万円 (6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>200</u>万円 （見積書の徴収） 第216条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合及び経	（契約書の作成を省略できる場合） 第185条 次の各号の一に該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払(外国送金手数料を除く。)、前金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。 (1) ～(6) (略) (7) 前各号に定めるもののほか、<u>100</u>万円未満の指名競争契約又は随意契約をするとき。 2 (略) （随意契約のできる額） 第215条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>250</u>万円 (2) 財産の買入れ <u>160</u>万円 (3) 物件の借入れ <u>80</u>万円 (4) 財産の売払い <u>50</u>万円 (5) 物件の貸付け <u>30</u>万円 (6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>100</u>万円 （見積書の徴収） 第216条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合及び経

費執行票による経費(薬品、診療材料及び給食材料以外の経費で1件<u>200</u>万円以上のものを除く。)については、この限りでない。 2 (略) (契約書等の作成) 第221条 建設工事の請負契約は、建設工事請負契約書によらなければならない。 2 第184条第1項及び第185条第1項ただし書の規定にかかわらず、建設工事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象工事を除く。)の請負金額が<u>200</u>万円未満のときは、契約者の工事請負請書をもつて建設工事請負契約書に代えることができる。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	費執行票による経費(薬品、診療材料及び給食材料以外の経費で1件<u>100</u>万円以上のものを除く。)については、この限りでない。 2 (略) (契約書等の作成) 第221条 建設工事の請負契約は、建設工事請負契約書によらなければならない。 2 第184条第1項及び第185条第1項ただし書の規定にかかわらず、建設工事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象工事を除く。)の請負金額が<u>100</u>万円未満のときは、契約者の工事請負請書をもつて建設工事請負契約書に代えることができる。 3 (略) 4 (略) 5 (略)
--	--

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第 17 号）第 15 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

- 1 調達件名及び名称
医療情報システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和 7 年 4 月 1 日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社 B S N アイネット
新潟市中央区米山 2 丁目 5 番地 1
- 7 契約金額
84, 297, 400 円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第 17 号）第 15 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

- 1 調達件名及び名称
病院業務の電算処理業務並びにコンピュータ管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和 7 年 4 月 1 日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社 B S N アイネット
新潟市中央区米山 2 丁目 5 番地 1
- 7 契約金額
205, 547, 760 円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 5 号

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県企業管理者 大 田 正 信

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（一般競争入札の公告） 第 5 条 特例政令第 6 条又は第10条第 5 項に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 2 ～ 5 （略） （指名競争入札の公示等） 第 6 条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 特例政令第 7 条第 2 項又は第10条第 7 項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 5 （略）	（一般競争入札の公告） 第 5 条 特例政令第 6 条又は第10条第 5 項に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前 <u>（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））</u>に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 2 ～ 5 （略） （指名競争入札の公示等） 第 6 条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 特例政令第 7 条第 2 項又は第10条第 7 項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前 <u>（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））</u>にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 5 （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

プロポーザルの実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学人事給与・勤怠管理システム設計・開発及び保守業務委託の受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

令和 7 年 5 月 30 日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 業務名

公立大学法人新潟県立大学人事給与・勤怠管理システム設計・開発及び保守業務委託

2 納入期限

令和8年3月31日

3 プロポーザルの内容

公立大学法人新潟県立大学人事給与・勤怠管理システム設計・開発及び保守業務委託公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施内容については、公立大学法人新潟県立大学人事給与・勤怠管理システム設計・開発及び保守業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めるところによる。

4 プロポーザル実施要領の交付並びに本プロポーザルに関する質問等

(1) 交付場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

公立大学法人新潟県立大学総務財務部総務課

(2) 質問書の提出

プロポーザル実施要領による

5 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を適格に遂行するに足る能力を有し、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

(3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 国公立大学又は官公庁に人事給与・勤怠管理システムを納入、構築した実績があり、現在も安定稼働中であること。

(6) 業務の実施にあたり、新潟県立大学と業務方針や内容について十分な協議ができること。

(7) 参加申込日時点で有効な情報セキュリティマネジメントシステムの規格又はプライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマークの使用許諾を受けかつ、3回以上の資格更新をしていること。

6 参加資格要件に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和7年6月13日(金)午後5時

(3) 提出場所

4(1)と同じ。

(4) 提出方法

持参(土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、13日(金)は午後5時までとする。)又は書留郵便により郵送することとし、提出期限内必着とする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和7年7月8日(火)午後5時

(3) 提出場所

4(1)と同じ。

(4) 提出方法

持参(土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし8日(火)は午後5時までとする。)又は書留郵便により郵送することとし、提出期限内必着とする。

-
- 8 審査等
プロポーザル実施要領による。
 - 9 契約の締結
プロポーザル実施要領による。
 - 10 その他
プロポーザル実施要領による。